

平成 22 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 第一生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 光一郎
(コード番号:8750 東証第一部)

期限付劣後特約付借入の永久劣後特約付借入への条件変更について

第一生命保険株式会社は、2009 年 3 月に調達したシンジケート・ローン方式による期限付劣後特約付借入(残高 1,830 億円。以下、「シ・ローン劣後借入」)、及び 1999 年 1 月に調達した期限付劣後特約付借入(残高 1,000 億円。以下、「相対劣後借入」)について、新ソルベンシー・マージン比率規制(以下、「新 SMR 規制」)における「特定負債性資本調達手段」の要件を具備することが可能な永久劣後特約付借入に条件変更する契約(条件変更後の総額 3,200 億円)に本日調印いたしました。

なお、本契約は、一部繰上償還の実行を前提としており、条件変更の効力発生・増額分の払込は 2010 年 10 月 8 日を予定しております。

また、本条件変更に伴い、株式の希薄化は生じません。

記

1. 条件変更の目的・背景

2012 年 3 月末から導入される新 SMR 規制及び海外における規制動向(欧州におけるソルベンシー II 等)を踏まえ、資本の質の強化による財務基盤の一層の充実、及び成長投資のための必要資本の確保を図ることとしたものです。

新 SMR 規制では、各種リスク係数の引上げのほか、資本の質に対する要件が厳格化されます。当社は、シ・ローン劣後借入及び相対劣後借入(以下、「本劣後借入」)について、資本コスト・資本構成等を踏まえつつ、新 SMR 規制上高い資本性を認められる「特定負債性資本調達手段」の要件を具備することができるよう条件変更を行いました。

また、本劣後借入は以下の特徴(※1)を有することから、複数の格付会社からも一定の資本性が認められる予定であります(※2)。

当社は、本取組により、株式の希薄化を生ずることなく、経済価値ベースでの資本水準向上にも資する、資本の質の強化を実現しました。当社としましては、より安定的な経営基盤を確保することで、一層の企業価値の向上に努めてまいります。

<本劣後借入の意義と効果>

- 新 SMR 規制等を踏まえた先取的な資本政策上の取組
- 永久かつ利払繰延機能を付すことで経済価値ベースでの資本水準向上に寄与する一方、株式の希薄化は伴わない商品設計とし、適正な資本コスト・資本構成を追求
- 国内金融機関等の既存の投資家基盤を活用した大規模な資本再構築の実現

※1 資本性評価における本劣後借入の特徴

- (i) 償還期限がないなど、株式と類似した永続性が確保されていること
- (ii) 一定の条件下で利息の支払を任意に繰り延べることができるなど、損失吸収性があること
- (iii) 清算手続等における本劣後借入の弁済順位は、当社の全ての一般債務に劣後すること

※2 格付会社の資本性評価

株式会社日本格付研究所から、シ・ローン劣後借入及び相対劣後借入の両方について「中」(資本性 50%)に相当する資本性が認められる予定です。

また、フィッチ・レーティングスから、相対劣後借入について「クラス C」(資本性 50%)、シ・ローン劣後借入について「クラス B」(資本性 25%)に相当する資本性がそれぞれ認められる予定です。

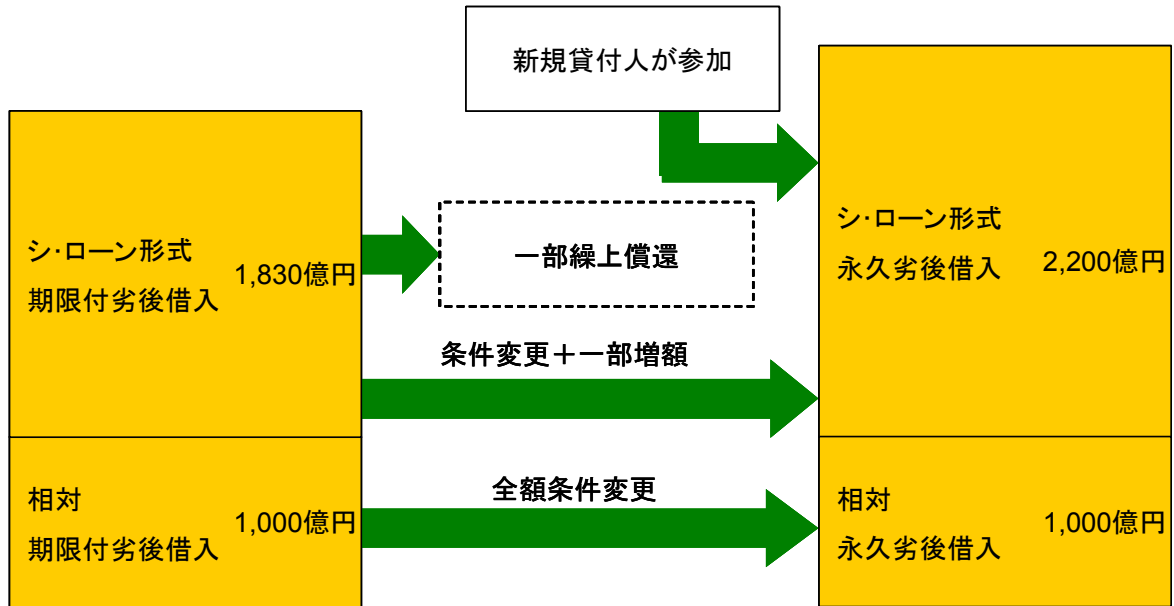
2. 本劣後借入の概要(条件変更後)

	シ・ローン劣後借入	相対劣後借入
金額	2,200 億円 (原契約に基づく借入額 1,830 億円 から 370 億円の増額)	1,000 億円
条件変更日	2010 年 10 月 8 日	
償還期限	定めない(永久) 但し、2015 年 10 月以降の各利払日において、当該任意弁済後に十分な支払能力を維持できると見込まれると監督当局が判断するとき、又は当該任意弁済額以上の資本調達を行うときに限り、元本を一括して任意弁済することができる。 また、監督当局と協議の結果、本劣後借入がソルベンシー・マージン規制上の負債性資本調達手段等として算入されなくなることが明らかになった場合、元本を一括して任意弁済することを全貸付人に申し出ることができる。	
金利ステップアップ	2015 年 10 月の利払日以降、1.0%のステップアップ金利を上乗せ	
利息の支払制限	ソルベンシー・マージン比率が 600% (2011 年度末から導入される新 SMR 規制においては 300%)を下回っている場合、又は、当該利息の支払により下回るおそれがある場合においては、その裁量により、本劣後借入の利息の支払を繰り延べることができる。	
	繰延利息	無期限に累積 非累積
劣後性	清算手続等における本劣後借入の弁済順位は、当社の全ての一般債務に劣後する。	

※ 元本の弁済にあたっては、金融市場の動向等を踏まえつつ、本劣後借入と同等以上の資本性があると認められる手段によって、弁済金額以上の資金調達を行うことを意図しております。

※ シ・ローン劣後借入の借入先は国内金融機関等 25 社であります。

(参考)条件変更のスキーム図



以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものでもありません。この文書は、劣後特約付借入の条件変更に関して一般に公表することのみを目的とするものであり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。